指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの提供に関する申出書

黒枠青字はコメントを示します。 提出時には削除願います。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

【提供依頼申出者】	
(氏名)	印
(生年月日)	
(住所)	
 (所属機関名・職名)	本人確認書類との整合性を確認いたします。
(電話番	ご自宅住所の記入をお願い致します。
号)	
(E-mail)	
【提供依頼申出者の所属】 ※右欄の提供先の範囲の内、該 当するもの1つにチェックを つけてください。  【研究課題名】	□ 厚生労働省 □ 厚生労働省が補助を行う研究事業を実施する者 □ 文部科学省が補助を行う研究事業を実施する者 □ 都道府県、指定都市、中核市 (※中核市は小児慢性特性疾病のみ) □ 上記以外 □ 原則として、申請時に厚生労働省又は文部科学省が補助
※申請時に厚生労働省又は文部 科学省が補助を行う研究事業を 実施している又は予定している 場合は課題名を記載してくださ い。	を行う研究事業を実施している又は予定していることを前提といたします。補助が決定していない場合でも申請は可能です。その場合、補助の決定がデータ提供の条件となります。 記入例)○○○に関する調査研究

【所属機関】 (所属機関名) (所在地)	様式1-1として押印する所属機関及び代表者をご記載ください。 記載の所在地、電話番号は ・セキュリティ便によるデータ提供
(河在地) (電話番号) (代表者又は管理者の氏 名)	・・各種送付物の送付 ・・お電話による連絡 ・・お電話による連絡 ・・おしても使用致します。連絡がつく連絡先の記入をお願いたします。また、所在地は建屋情報(階数、部屋番号等)までご記入をお願い致します。
【代理人】 (氏名)	代理人により申出を行う場合は、 委任状(様式任意)の準備をお願いいたします。 また、代理人の方も本人確認書類が必要となります。
(生年月日) (住所)	T
(所属機関名・職名)	
(電話番 号) (E-mail)	

【所属機関等の倫理審査の承諾の	<mark>有無】</mark>
□ 無 □ 有 □ 申請中	年 月 日
※有又は申請中の場合、右欄に承諾日	・倫理審査機関名、及び申請の状況をご記載ください。
(予定日も含む)及び倫理審査機関名	・倫理審査中であっても審査は可能です。
を記載してください。	その場合、倫理審査終了がデータ提供の条件となりま
	<b>す。</b>
	・利用者が複数の機関に所属している場合は
	それぞれの機関で倫理審査(申請書・研究計画書・承
	諾書の写し)が必要となります。

_				
1	1 ガイドライン等の了承の有無			
	□ 本申出書は指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの提供に関するガイドライン及			
	び指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの提供等利用規約等、厚生労働省が HP 等で			
	周知した内容を了承した上で提出するものです。			
2	所	「属機関の「	<b>了承の有無</b>	
	□ 本申出書は所属機関の了承の下に提出するものです。			の下に提出するものです。
		※ 所属格	機関の了承を証する	書面(様式1-1)を添付すること。
3				
	1	研究の名		
		称		
	2	研究の必		ルジナロッセンフィートフル・ウロック人取りは社会にもはフ
		要性		当該研究を行うことによる特定研究分野又は社会における 意義等、当該研究の有用性を説明する内容の記載をお願
				<b>忌我守、当該切先の行用性で説明する内容の記載での</b> 願いいたします。
				0101/2029 8
	3	研究の概		
		要(研究		
		の内容、		
		利用目		
		的、利用		下記についてご記入ください
		する方法		【研究の概要】
		及び作成		【利用目的】
		する資料		【利用する方法及び作成する資料等の内容】
		等の内		
		容)		
	4	研究の計		研究計画をご記載ください。
		画及び実		研究計画書がございましたら、別紙としてご提出をお願い
		施期間		いたします。
	(5)	他の情報と		「照合」とは、難病等データに含まれる住所等の患者様の
			※ある場合は、照	関連情報を利用し、他の情報(データベース等)とレコー
		無	)	ド単位で突合(照合)すること指します。
		の情報との照	※照合を行う必要	
	合は	原則禁止	)	照合は原則禁止されておりますので、照合について疑義が
				ある場合は、窓口までご相談ください。
I	1			

⑥ 外部委託□ 無 □ 有 ) (外部委託等先の名称: 外部委託を行う場合 原則として、研究の全部又は一部を外部委託してはなりま の希望 ※原則として認め せん。 ない 外部委託の必要性 ただし、当該研究を行う上で処理件数が多く自施設以外 の専用の設備が必要になるなど、外部委託を行うことがや むを得ない場合には、あらかじめその理由を申出書に明示 した上で、指定難病患者データ及び小児慢性特定疾病児 童等データの提供に関するワーキンググループ (以下「審 **査会 という。)において認められた場合に限り、外部委託** を行うことができることとなります。 ⑦ 成果の公1. 論文 (公表の方法 予定時期 年 月) 表方法 2. 報告書(公表の方法 予定時期 年 月) |※予定しているも3. 学会・研究会等での公表(予定時期 年 月;予定時期 年 月) の全て選択するこ4. 学会誌等に掲載 現時点で想定されている投稿先、報告先について記載願 5. その他 (具体 います。 公表審査時に、申出内容と齟齬がないか確認いたします。 ⑧ 公表され6. 公表される内容の概要をご記載ください。 る内容 ・本記載に加えて、別紙として論文等で公表を予定する図 表のイメージをご作成ください。 ・記載内容は、公表内容との整合性確認のため、公表前 審査でも利用します。 【ご依頼事項】 1) 最小集計単位の原則より、患者等の数が原則として 10 未満になる集計単位を公表物に含めることができませ ん。不都合がある場合には、都度審査会での相談となりま すので、以下の記述を追加してください。 「なお、集計した患者等の数が 10 未満の場合は、マスキ ング等により公表しない。10 未満で不都合がある場合 は、都度審査会へ相談を行う。」 データベースの登録患者数の公表はございませんが、厚 労省衛生行政報告例 (https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html) より、おおよその患者がわかりますので、お申 出時にはご参照ください。

2) 生活状況の解析を行う場合、その権利関係から EQ-5D または EQ-5D に類似した計算・解析方法は行えませんので、以下の記述を追加してください。

「EQ-5D または EQ-5D に類似した計算・解析方法は行わない」

EQ-5D に利用について疑義がある場合は、まずは窓口へお申し出ください。

		お申し出ください。	
4 提供する指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの内容 ①提供を依頼するデータ			
	抽出対象期間	疾病名	利用項目
	期間の指定は、西暦とし年月まで記載しください。	•告示番号 疾病	・利用項目をご記載ください。 ・詳細については、別途、臨個票・意見書に印をつけた資料をご準備願います。 ・色付けを行う場合、上位の項目だけでなく、下位の項目まで色を付けてください。 ・年月日を示す情報は、原則「年
指定難病データ	例) 20XX 年OO月~ 20XX 年OO月 提供開始は 2015 年 1 月から。 最長で、審査会の	名の様式でご記入 ください 例) 1 球脊髄性筋萎 縮症 2 筋萎縮性側索	月」までのご提供となります。 ・出生市区町村等住所を示すものは、都道府県までのご提供となります。 ・「すべて」という記述方法の場合、患者の個人情報や、申出書が

- 年1月から。 最長で、審査会の 申出締切日前月末 までとなります。
- 2 筋萎縮性側索硬化症
- ・19へく」という記述方法の場合、患者の個人情報や、申出書が記述された病院情報まで含むことになります。可能な限り、必要最小限な項目の記載をお願いいたします。
- ・研究用 ID ご希望の場合はその旨ご記載ください(研究 ID とは、縦断解析用に患者を特定するための確率的 ID となります)

小児慢性	抽出対象期間	疾病名	利用項	 .目
特定疾病				
児童等デ				
ータ		難病と同様にご記力	人ください。	
②提供を依	頼するデータが研究	内容に鑑みて最小限で	があるとする根拠	
			な結果を得るため、ま :記の項目が必要であ	
5 指定難病 去 	データ及び小児慢性	特定疾病児童等データ	の利用場所、保管な	易所及び管理方
<ol> <li>利用場所</li> </ol>	↑•保管	ご演用フロー図 演[	用管理規定、リスク分	析・対応表にお
場所		」と度用プロー図、度/ 」ける	市自生派に、グベノガ	1/1 · /3/10·4X(C0)
② 管理方	法等(当てはまるもの	D11	が がと一致するようご記載	<b>以ください。</b>
①基本的な事項	頁			
□i)指定難纲	<b>靑データ及び小児慢性特定療</b>	長病児童等データの利用場所!	は国内であること。	
□ⅱ)指定難病	<b>寄データ及び小児慢性特定疾</b>	病児童等データを複写したか	情報システムを利用、管理	
及び保管する	る場所は、あらかじめ申し出	出られた施錠可能な物理的な	スペースに限定されてお	
り、原則とし	して持ち出されないこと。			
□ iii)指定難病	<b>ラデータ及び小児慢性特定疾</b>	病児童等データを複写したか	情報システムは、インター	
ネット等のタ	<b>卜</b> 部ネットワークに接続しな	いこと。		
□iv)提供され	ιた指定難病データ及び小児	l慢性特定疾病児童等データ <i>l</i>	は、あらかじめ申し出られ	
た利用者のみ	タが利用することとし、その	ほかの者へ譲渡、貸与又は低	也の情報との交換等を行わ	
ないこと。				(左記の事項が確
				認できる添付書類
②指定難病デー	ータ及び小児慢性特定疾病リ	児童等データの利用に限らす	『所属機関が一般的に具備	のページ数等を記
すべき条件(必	公ずしも所属機関全体で具備	情する必要はなく、部、課又 <i>[</i>	は研究室等、申出者の利用	載)
形態を勘案して	て適切な単位で対応すること	:。)		
i ) 個人情報係	保護方針の策定・公開			
□a)個人情	<b>青報保護に関する方針を策定</b>	し、公開していること。		
□b)個人情	「報を取り扱う情報システム。	の安全管理に関する方針を第	6定していること。	
□c) 提供さ	れる指定難病データ及び小り	児慢性特定疾病児童等データ	々についても当該方針に従	
った対応を行	すうこと。			
ii)情報セキュ	ュリティマネジメントシステ	ーム(ISMS)の実践(必ずし	」も ISMS 適合性評価制度	
における認証	Eの取得を求めるものではな	:(v <sub>o</sub> )		

□a) 情報システムで扱う情報をすべてリストアップしていること。

- □b) リストアップした情報を、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を 維持していること。
- □c) このリストは情報システムの安全管理者が必要に応じて速やかに確認できる状態で管理 していること。
- □d) リストアップした情報に対してリスク分析を実施していること。
- □e) この分析の結果得られた脅威に対して、データの利用場所、保管場所及び管理方法に示す対策を行っていること。
- iii) 組織的安全管理対策(体制、運用管理規程)の実施
- □a) 情報システム運用責任者の設置及び担当者 (システム管理者を含む) の限定を行うこと。 ただし所属機関が小規模な場合において役割が自明の場合は、明確な規程を定めなくとも良い。
- □b) 個人情報が参照可能な場所においては、来訪者の記録・識別、入退を制限する等の入退 管理を定めること。
- □c) 情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。
- □d) 個人情報の取扱いを委託する場合、委託契約において安全管理に関する条項を含めること。

# (※外部委託を行わない場合はチェックしないこと)

- □e) 運用管理規程等において次の内容を定めること。
- ・理念(基本方針と管理目的の表明)
- ・利用者等の体制(役割分担を明記)
- ・契約書・マニュアル等の文書の管理
- ・リスクに対する予防、発生時の対応の方法
- ・機器を用いる場合は機器の管理
- ・記録媒体の管理(保管・授受等)の方法
- 監査
- ・苦情・質問の受付窓口
- iv) 人的安全対策の措置
- □a) 利用者が所属する組織の管理者は、個人情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう措置するとともにその実施状況を監督する必要があり、以下の措置をとること。
- ・法令上の守秘義務のある者以外を事務職員等として採用するにあたっては、雇用及び契約時 に守秘・非開示契約を締結すること等により安全管理を行うこと。
- ・定期的に従業者に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行うこと。
- ・従業者の退職後の個人情報保護規程を定めること。
- □b) 利用者が所属する組織の事務、運用等を外部の事業者に委託する場合は、これらの機関の内部における適切な個人情報保護が行われるように、以下の措置を行うこと。
- ・受託する事業者に対する包括的な罰則を定めた就業規則等で裏付けられた守秘契約を締結すること。

- ・保守作業等の情報システムに直接アクセスする作業の際には、作業者・作業内容・作業結果 の確認を行うこと。
- ・清掃等の直接情報システムにアクセスしない作業の場合においても、作業後の定期的なチェックを行うこと。
- ・委託事業者が再委託を行うか否かを明確にし、再委託を行う場合は委託事業者と同等の個人 情報保護に関する対策及び契約がなされていることを条件とすること。
- □c) プログラムの異常等で、保存データを救済する必要があるとき等、やむをえない事情で外部の保守要員が個人情報にアクセスする場合は、罰則のある就業規則等で裏づけられた守秘契約等の秘密保持の対策を行うこと。
- v)情報の破棄の手順等の設定
- □a) 個人情報保護方針の中で把握した情報種別ごとに破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定、具体的な破棄の方法を含めること。
- □b) 情報処理機器自体を破棄する場合、必ず専門的な知識を有するものが行うこととし、残存し、読み出し可能な情報がないことを確認すること。
- □c)外部保存を受託する機関に破棄を委託した場合は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(第 5 版 平成 29 年 5 月)の「6.6 人的安全対策 (2)事務取扱委託業者の監督及び守秘義務契約」に準じ、さらに委託する利用者等が確実に情報の破棄が行われたことを確認すること。

# (※外部委託を行わない場合はチェックしないこと)

# vi) 運用管理について

□指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データを含めた個人情報の取扱いについて、 データの利用場所、保管場所及び管理方法に規定された内容のうち提供依頼申出者が対応を 行っていると申し出た事項が適切に運用管理規程等に含められていること。

③指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの利用に際し具備すべき条件(必ずしも所属機関全体で具備する必要はなく、部、課又は研究室等、申出者の利用形態を勘案して適切な単位で対応すること。)

# i ) 物理的安全対策

- □a) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データが保存されている機器の設置場所及 び記録媒体の保存場所には施錠すること。
- □b) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データを参照できる端末が設置されている 区画は、業務時間帯以外は施錠等、運用管理規程に基づき許可された者以外立ち入ることが出 来ない対策を講じること。ただし、本対策項目と同等レベルの他の取りうる手段がある場合は この限りではない。
- □c) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの物理的保存を行っている区画への 入退管理を実施すること。例えば、以下のことを実施すること。
- ・入退者には名札等の着用を義務付け、台帳等に記入することによって入退の事実を記録する。
- ・入退者の記録を定期的にチェックし、妥当性を確認する。

- □d) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データが存在する PC 等の重要な機器に盗 難防止用チェーンを設置すること。
- □e) 窃視防止の対策を実施すること。
- ii ) 技術的安全対策
- □a) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データを利用する情報システムへのアクセ スにおける利用者の識別と認証を行うこと。
- □b) 上記 a)の利用者の識別・認証にユーザ ID とパスワードの組み合わせを用いる場合には、 それらの情報を、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を行うこと。
- □c) 利用者が指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データを利用する情報システムの 端末から長時間、離席する際に、あらかじめ認められた利用者以外の者が利用する恐れがある 場合には、クリアスクリーン等の防止策を講じること。
- □d) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データを利用する情報システムへのアクセ スの記録及び定期的なログの確認を行うこと。アクセスの記録は少なくとも利用者のログイン 時刻、アクセス時間、ならびにログイン中に操作した利用者が特定できること。
- □e) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データを利用する情報システムにアクセス 記録機能があることが前提であるが、ない場合は業務日誌等で操作の記録(操作者及び操作内 容)を必ず行うこと。
- □f) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データを利用する情報システムにアクセス ログへのアクセス制限を行い、アクセスログの不当な削除/改ざん/追加等を防止する対策を 講じること。
- □g) 上記 f) のアクセスの記録に用いる時刻情報は信頼できるものであること。
- □h) 原則として指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データを利 には、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。ただし、シス えず適切に管理されていないメディアを使用する場合、外部からの情報受 の不正なソフトウェアが混入していないか確認すること。適切に管理され **くようお願いしております。** るメディアを利用する際には、十分な安全確認を実施し、細心の注意を払 適切なウィルス対策を、運用管 常時ウイルス等の不正なソフトウェアの混入を防ぐ適切な措置をとること 理規定に記述をお願いいたし 有効性・安全性の確認・維持を行うこと。

現在すべての利用者の利用環 境に、ウィルス対策を行って頂

ます。

- □i) パスワードを利用者識別に使用する場合
  - システム管理者は以下の事項に留意すること。
- ・指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データが複写された情報システムが複数の者に よって利用される場合にあっては、当該システム内のパスワードファイルでパスワードは必ず 暗号化(可能なら不可逆変換が望ましい)され、適切な手法で管理及び運用が行われること。(利 用者識別に IC カード等他の手段を併用した場合はシステムに応じたパスワードの運用方法を 運用管理規程にて定めること)
- ・利用者がパスワードを忘れたり、盗用されたりする恐れがある場合で、システム管理者がパ スワードを変更する場合には、利用者の本人確認を行い、どのような手法で本人確認を行った のかを台帳に記載(本人確認を行った書類等のコピーを添付)し、本人以外が知りえない方法で

再登録を実施すること。

・システム管理者であっても、利用者のパスワードを推定できる手段を防止すること。(設定ファイルにパスワードが記載される等があってはならない。)

また、利用者は以下の事項に留意すること。

- ・パスワードは定期的に変更し(最長でも2ヶ月以内)、極端に短い文字列を使用しないこと。 英数字、記号を混在させた8文字以上の文字列が望ましい。
- ・類推しやすいパスワードを使用しないこと
- □j) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの保存・利用に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。
- □k) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの利用の終了後には、情報システム内に記録されたレセプト情報等及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外部ネットワークに接続する際にはあらかじめコンピューターウイルス等の有害ソフトウェアが無いか検索し、ファイアウォールを導入するなど、安全対策に十分配意すること。
- iii) 情報及び情報機器の持ち出しについて

提供された指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの利用、管理及び保管は、 事前に申し出られた場所でのみ行うこととし、外部への持ち出しは行わないこと。ただし、外 部委託や共同研究の場合など、やむをえず、あらかじめ申し出られた利用者の間で最小限の 範囲で中間生成物等の受け渡しを行う場合には、利用者が以下の措置を講じており、指定難 病データ及び小児慢性特定疾病児童データの受け渡しに準用していること。

- □a) 組織としてリスク分析を実施し、情報及び情報機器の持ち出しに関する方針を運用管理 規程で定めること。
- □b) 運用管理規程には、持ち出した情報及び情報機器の管理方法を定めること。
- □c) 情報を格納した媒体もしくは情報機器の盗難、紛失時の対応を運用管理規程等に定めること。
- □d) あらかじめ運用管理規程等で定めた指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの盗難、紛失時の対応を従業者等に周知徹底し、教育を行うこと。
- □e) 利用者は、指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データが格納された可搬媒体も しくは情報機器の所在を台帳を用いる等して把握すること。
- □f) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの持ち出しに利用する情報機器に対して起動パスワードを設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワード等の利用を避け、定期的にパスワードを変更する等の措置を行うこと。
- □g) 盗難、置き忘れ等に対応する措置として、指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等 データに対して暗号化したり、アクセスパスワードを設定する等、容易に内容を読み取られな いようにすること。
- □h) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データが保存された情報機器を、他の外部 媒体と接続する場合は、コンピューターウイルス対策ソフトの導入を行う等して、情報漏えい、 改ざん等の対象にならないような対策を施すこと。
- □i) 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの持ち出しについて個人保有の情報

機器 (パソコン等) を使用する場合にあっても、上記の f)、g)、h) と同様の要件を遵守させ ること。

③ 上記②の項目のうちチェックしていない項目についての理由

チェックしていない項目の理由が、外部委託を行わないた めであればその旨ご記載ください。上記以外にも理由があ ればその理由をご記載ください

(左記の事項が確 忍できる添付書類

つページ数等を記

指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの利用期間

自 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データの提供を受けた日(媒体送付 表の日付)

至 提供日より〇〇ヶ月

提供は、原則最長で24ヶ月となります。

※1 利用期間開始日が提供希望年月日になる

利用期間終了後はデータの返却となり、中間生成物を含 ※2 利用期間終了日は提供窓口が提供媒体の返却めた資料の削除をいただく必要があるため、公表を含めた 期限の設定をお願いいたします。

職名

氏名

7 指定難病データ及び小児慢性特定疾病児童等データを取り扱う者

※ 1 提供依頼申 出者及び利用者、 委託する場合の 委託先、その他取 扱者の区分が明 確に分かるよう に所属・職名等の 欄に記載するこ

※2 集計等の民 間委託を行う場 合はその旨及び 委託先で指定難 病データ及び 小児慢性特定 疾病児童等デ ータを扱う者の 氏名、所属等を記 載すること

利用者以外が、公表前のデータを取り扱うには、 まず公表審査を経ることとなります。

所属

申出者及び解析で利用される方だけでなく、 研究上論文作成等で、ご研究に深く関わる方は、 倫理審査を実施(または申請)の上、 あらかじめ利用者としてご記載いただくことをおすす めいたします。

利用場所は、運用フ □一図、運用管理規 定、リスク分析・対 応表における利用場 所・保管場所と一致 するようご記載くだ さい また、場所の記述は 部屋番号までご記載

ください。

利用場所

提供依頼申出者又は利用者の本申出書に記載された分野での過去の実績 ※当該研究に関連する分野における提供依頼申出者又は利用者の過去の実績を証する資料を添付すること。

研究事業名、研究課題名、年月日、研究

記載いただいた論文等成果物について、一部を実績として 窓口へ送付をお願いいたします。(すべてでなくて結構で す)

9 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある他の指定難病データ及び小児慢 性特定疾病児童等データ

10 過去の提供履歴	
(1) 過去に指定難病データ及び	<ul><li>小児慢性特定疾病児童等データや統計法令等に基づ</li></ul>
く情報提供を受けたことが	ありますか。
□ ある □ ない	
ある場合、その情報の内容・利	川用期間を記載する。
	)
	J
(2) 過去、指定難病データ及び	
   ライン又は統計法令等に違	反して罰則の適用を受けたことがありますか。 
□ ある □ ない	
ある場合、その具体的な内容を記	記載する。
	)
	J
11 指定難病データ及び小児慢性特	定疾病児童等データの提供方法
① 提供の方法□ CD-R □	DVD-R □ その他( )
(媒体)	` ,_
(原則とし	
て提供依頼	
申出者にお	
いて準備す	媒体は、窓口にて準備いたします。
ること。)	DVD-R に印をしてください。
	フ の (目しのよべ)
② 希望するフロ 1 ロ 2 [	□ 3 (最大3まで)
アイル数	
③ データの受□ 直接の受取	
取方法□□郵送による配	
※直接の受取を原則とす セキュリティを確 る。ただし、郵送による	<b>権保できる郵送方法について具体的に以下に記載すること。</b>
配布を希望する場合には	)
申出者の負担により、セ キュリティを確保できる	現在、原則セキュリティ便による送付とさせていただいており
郵送方法を確保するこ	ますため、郵送による配布を選択してください。セキュリティ
<mark>と。</mark>	便は、事務局にて手配いたします。
	なお複数の場所でデータを取扱う場合、事務局の手配は
	申出者への配布のみとなります。申出者と利用者の拠点
	間のデータの配布は申出者において実施して頂きます。セ
	キュリティを確保できる配布方法をご準備のうえ、運用管理規定に配布方法の記載をお願いいたします。
	理規定に配布方法の記載をお願いいたします。

12 その他必要事項	
※ 利用目的の公益性を裏	
付ける書類を記入し、その	
写し等を添付すること	
例	
①当該研究に公的研究補	
助金等が交付・補助さ	
れている場合は、当該	
公的補助金等の交付決	
定通知書の写し	
②当該研究に補助金等の	
申請を行っているが	
未決定の場合は、申請	利用目的の公益性を裏付ける書類(左記例を参照)を
書類の写し	
③当該研究に補助金等の	ご記入ください。
申請を行う予定の場合	併せて、その書類の写しを添付してください。
は、その旨を具体的に	
記載	

# 備考

- 1 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要を記載するとともに詳細は別紙参照の旨を記載し、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。